

第三十号議案

江戸川区私道排水設備改築助成条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

## 江戸川区私道排水設備改築助成条例

## (目的)

第一条 この条例は、江戸川区内において、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第八号に規定する処理区域内の私道に設けられた排水設備の改築を行う者に対し、助成金を交付するために必要な事項を定め、もって区民の生活環境の整備及び改善を図ることを目的とする。

## (助成金の種類及び交付要件)

第二条 助成金の種類は、普通助成金及び特別助成金とする。

2 普通助成金は、私道の所有者又は排水設備の改築について権原を有する者であつて、排水設備の改築を行うもののうち、江戸川区規則（以下「規則」という。）で定める基準に適合し、かつ、次の各号のいずれかに該当する排水設備を改築するものに対して交付する。

一 道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第三条に規定する道路以外の道路で、幅員が一・二メートル以上あり、現に一般交通の用に供されている私道に設置され、二戸以上（全戸とも同一所有者である場合を除く。）の下水を排除することができものであること。

二 前号に掲げるもののほか、区長が公益上特に必要と認めたものであること。

3 特別助成金は、前項に該当する排水設備を改築した者のうち、区内に住所を有するもの（法人を除く。）で、区長が自己負担に係る資金を一時に負担する

ことが困難であると認められたものに対して交付する。

(助成金の額)

第三条 助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

一 普通助成金 規則で定める基準額(以下「基準額」という。)により算出された額の二分の一の額

二 特別助成金 基準額により算出された額から普通助成金を除いた額のうち当該特別助成金申請者分に相当する額の二分の一の額

2 助成金の額は、百円未満の端数を切り捨てた額とする。

(申請)

第四条 助成金を受けようとする者は、規則の定めるところにより申請しなければならない。この場合において、普通助成金を受けようとする者にあつては、その中から代表者を定めて申請するものとする。

2 助成金の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。

一 普通助成金 助成金の交付に係る排水設備を改築する工事(以下「工事」という。)の着手前。ただし、区長が特別な事情があると認められた場合は、この限りでない。

二 特別助成金 工事完了後三月以内

（助成決定）

第五条 区長は、前条の申請があつたときは、審査のうえ、助成に関する決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の決定に際し、助成金の交付目的の達成に必要な条件を付すことができない。

（工事着手等）

第六条 普通助成金の交付決定を受けた者は、決定の日から一月以内に工事に着手しなければならない。ただし、区長が特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

2 前項に規定する者が、工事を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ区長に届け出なければならない。

（決定の取消し等）

第七条 区長は、第五条の規定により助成金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

二 助成金を工事の資金以外に使用したとき。

三 普通助成金の交付決定を受けた者が、第二条第二項に規定する基準に適合する設備の改築を行わなかつたとき。

四 前条第二項に規定する中止又は廃止の届出があつたとき。

五 前各号に掲げるもののほか、区長の指示に従わなかったとき。

2 区長は、普通助成金の交付決定後、第二条第二項に定める交付要件に関し、交付決定を受けた者に事情の変更が生じたときは、助成金の交付決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。  
(助成金の返還)

第八条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定の取消しをした場合において、既に助成金が交付されているときは、返還を命ずることができ。  
(延滞金)

第九条 区長は、前条に規定する助成金の返還を命じられた者が、期限までに返還しないときは、返還すべき助成金の額に対し、年十・九五パーセントの割合をもつて、返還期限の翌日から返還当日までの日数により計算した延滞金を徴収する。

2 前項の規定により計算した延滞金の額が百円未満であるときは、延滞金を徴収せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(委任)

第十条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付  
則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(説明)

私道排水設備を改築する者に対し、工事費の一部を助成する必要があるので、本案を提出いたします。